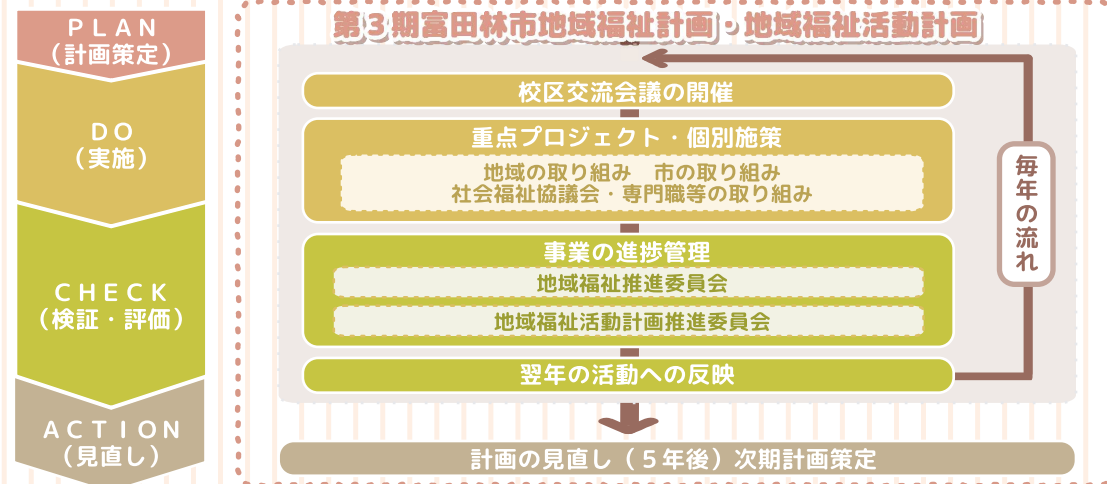


本計画に掲げられた各施策・事業の進捗管理について、計画期間の5年に合わせて、計画策定、実施、検証・評価、見直しを実施します。

検証・評価については、市や社会福祉協議会が実施する事業について、毎年度進捗状況を把握し、地域福祉推進委員会（市）、地域福祉活動計画推進委員会（社会福祉協議会）において、検証・評価の実施方法も含めて検討します。

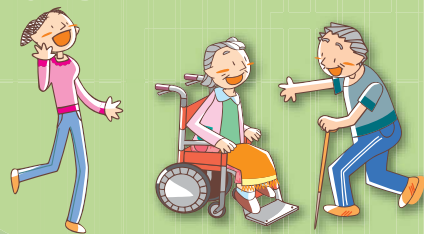


富田林市の
地域福祉の
つながりの
イメージ

地域・住民

担い手

支援が必要な人



隣近所や町会・自治会等での声かけ・見守り・相談などで市民を見守る
支え合い助け合いの意識を持ちながら、それぞれの地域の理想を共有し、主体的に活動する。

福祉専門機関等

社会福祉協議会

コミュニティ
ソーシャルワーカー



機関・団体との協力関係を構築しながら重層的な支援体制をめざし、事業に取り組む

行政

地域福祉
担当



地域が主体的に地域活動に取り組めるよう体制づくりを支援し、施策や事業を企画・推進できる人材づくりを行う

ネットワーク

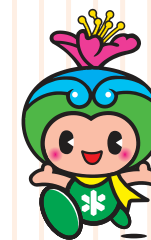
第3期 富田林市地域福祉計画 富田林市地域福祉活動計画

平成29(2017)年度～平成33(2021)年度



増進型地域福祉づくり

一人ひとりがその人らしい生き方を
実現することのできる富田林



平成29年3月

富田林市
社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会



1 計画策定の趣旨

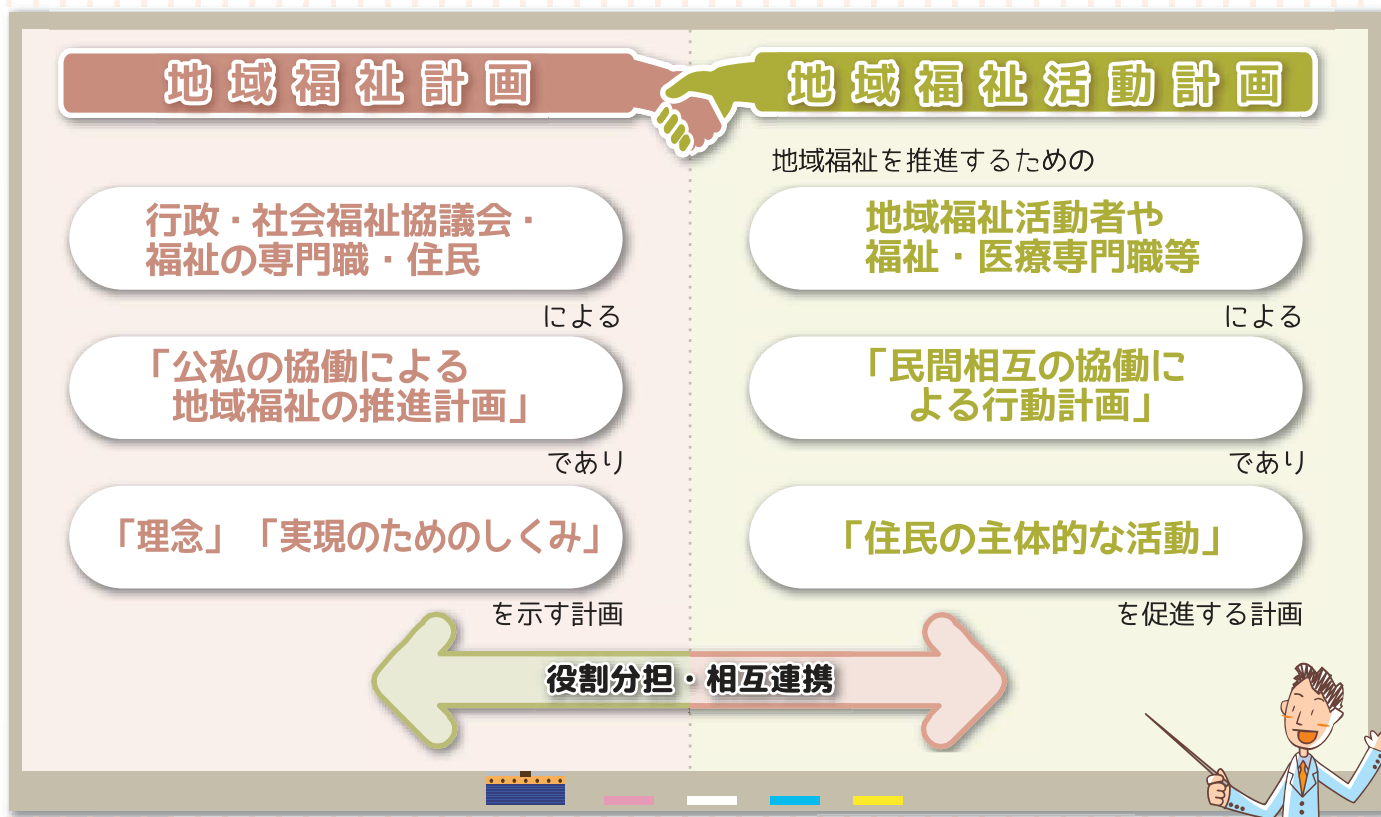
平成 28 (2016) 年度で第 2 期富田林市地域福祉計画が計画期間満了となることから、地域を支える担い手づくりや安全・安心に暮らせるための地域づくりなど、地域社会のつながり・支えあいの強化を市と社会福祉協議会が一体となって進めるため、富田林市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に「第 3 期富田林市地域福祉計画・富田林市地域福祉活動計画」を策定しました。



2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携しながら、地域福祉を進展させていくものです。

そのため、本計画では、行政計画である地域福祉計画と、民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定しました。



3 計画の期間

計画の期間は、平成 29 (2017) 年度から平成 33 (2021) 年度の 5 か年とします。なお、社会情勢等の変化に応じて、新たに生じた課題に対しては、計画期間内であっても柔軟に対応します。

4 計画の基本理念

本計画では、すべての市民が、障がいの有無、性別、国籍、文化、年齢などの違いをこえて、地域の理想の姿を共有し、地域の取り組みに積極的に参加、協働、連携し、一人ひとりがその人らしい生き方を実現することのできる「増進型地域福祉づくり」をめざします。

増進型地域福祉づくり

一人ひとりがその人らしい生き方を実現することのできる富田林

「増進型地域福祉」とは、従来からの高齢・障がい・子ども等の分野ごとの制度による「問題解決型」の地域福祉に対して、住民と行政等が自分たちの地域の理想の姿を共有し、その実現にむかって協働し、地域の主体性を育みながら取り組んでいく「目的実現型」の地域福祉です。

5 計画の施策体系



6 重点プロジェクト

本計画では、第2期計画からの「地域福祉のしくみづくり」の要となる地域での総合相談・総合支援の体制づくりを継承しながら、その体制づくりに必要不可欠となる「地域での担い手の育成・発掘」と「福祉の専門機関の分野をこえた連携」を強化する必要があります。「増進型地域福祉づくり」を進める過程において、2期計画から取り組んでいる「地域」「福祉の専門機関」「行政」の更なる連携強化を図るとともに、地域での担い手の確保と地域福祉の取り組みに対する地域の主体性を育てていくことをめざすため、3つの重点プロジェクトを設定します。

重点プロジェクト

プロジェクト1 校区交流会議の支援とプログラムの実現

プロジェクト2 福祉の参加型社会づくり（市民、当事者、多様な主体の参加）

プロジェクト3 誰もがその人らしい生き方を実現できる総合相談・総合支援

プロジェクト1 校区交流会議の支援とプログラムの実現

地域の住民や福祉活動団体、福祉専門機関等による「校区交流会議」を、市及び社会福祉協議会が協働し、それぞれの地域の特色を生かした会議のあり方について、検討を行いながら継続的に開催します。

「校区交流会議」では、課題を地域で共有するとともに、地域の理想について話し合い、その実現に向けて「校区プログラム」を策定し取り組みます。

校区プログラムとは …

「増進型地域福祉」を進めるため、校区交流会議参加者が中心となって策定する地域の理想の姿を実現するための取り組みで、市及び社会福祉協議会が地域課題を共通認識し、地域住民が協力し合い助け合い、地域の主体性を育みながら取り組んでいけるよう支援していきます。

〔校区交流会議のイメージ図〕

社会福祉協議会

行政



校区交流会議

プロジェクト2 福祉の参加型社会づくり（市民、当事者、多様な主体の参加）

少子高齢化や情報通信技術の普及により、それぞれの暮らす身近な地域との地縁的なつながりが希薄化しています。身近な地域で地域の課題を住民同士が共有し、解決していくためには、それぞれが暮らす地域における絆（きずな）を強化していくことが不可欠です。

誰もが地域の一員として、地域福祉の担い手でもあるという意識を醸成し主体的に参加できるよう住民参加型生活支援サービス（一福サービス）の普及など、積極的に地域活動に参画できるように努めます。

いっぶく（一福）システムとは …

困りごとを抱えている住民に対し、住民参加型による在宅福祉サービスで、困りごとや悩みを抱えている住民も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援をしていきます。

〔総合相談・総合支援のイメージ図〕



プロジェクト3 誰もがその人らしい生き方を実現できる総合相談・総合支援

生活課題を、素早く解決へ導くためには、あらゆる分野に対応できる総合的な相談体制が必要不可欠となります。また、生活課題を抱えた人を早期に把握し相談へつなげるためには、地域での見守り体制との連携と、より身近な地域での相談窓口の設置及び周知が重要となります。

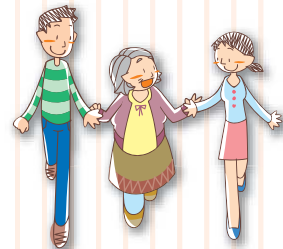
さらに相談内容に応じて、適切な支援先へ迅速につなぐためには、さまざまな分野の専門機関をつなぐネットワークづくりと、相談から解決までの総合的な支援体制が必要となります。

本市では、地域での生活課題の早期解決にむけ、総合的な相談・支援体制を推進していきます。

7 個別施策の展開

基本目標1 ともに支え、助け合うつながりをつくらう

市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しながら、ふれあいの意識を持つとともに、地域での人とのつながりを持ち、支え合い助け合う地域づくりを進めます。また、地域住民の交流が一層進むよう、だれもが身近な地域で気軽にたち寄れる機会や場所づくりを進めます。さらに、地域における関係団体の連携強化を図り、地域福祉を進めるための体制づくりを推進します。



1. 支え合い・助け合い活動の推進 生涯学習等を通じて地域に対する愛着を深めるとともに、地域の行事や活動などを多くの住民に周知・啓発を図り、地域福祉活動等への参加を促進していきます。

2. 地域の交流の機会や場所づくり 住民が地域活動や福祉活動に参加するきっかけづくりとして、住民同士や高齢者、障がい者、子どもなど、さまざまな市民との交流の機会や場を設けていきます。

3. 各種地域団体の連携強化 町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、各種団体などによる地域における支え合い活動の充実を図ります。また、各種団体のネットワークの構築により、それぞれの活動のさらなる展開を促進します。

基本目標3 地域福祉を支える力を育てよう

地域福祉の推進のため、次代を担う子どもへの福祉教育の充実とともに、ボランティア活動など、支え合い活動を推進することにより、地域福祉の担い手や地域活動のリーダーを育成します。また、福祉、介護等を担う専門的な人材の育成・支援を充実します。



1. 地域福祉の担い手づくりの推進 市民一人ひとりが、地域の一員であるという意識を持ち、さまざまな活動に参加・協力できるよう人材の育成を支援していきます。また、より積極的に福祉活動に参加し活躍することによって、生きがいにつながられるような環境づくりに努めます。

2. ボランティア・NPO活動の推進 ボランティア・NPO等への参加を促進するため、その必要性と意義についての啓発を行うとともに、地域で求められているボランティア活動等の情報発信やボランティア講座の開催、活動への参加機会の充実に努めています。

3. 地域リーダーの育成支援 地域の課題を地域住民が主体となって解決できるよう、活動の中心を担い、取り組むことができる福祉協力員などの地域リーダーの育成に努めます。

4. 福祉、介護等を担う専門的な人材の育成・支援 福祉サービスの向上と効率化を図るために、研修の開催や活動支援を通じて、福祉や保健、介護にかかわる専門分野の人材を育成し、人材の確保に努めます。

5. 地域や関係機関をつなぐネットワーク活動の充実 地域における福祉課題を地域で解決していくために、地域や関係機関などをつなぐ各分野の既存のネットワーク等を活用し、分野をこえた連携を行います。

基本目標2 安全・安心に暮らせる地域をつくらう

子どもからお年寄りまで、誰もが住み慣れた家庭や地域において安全に安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、地域の防災・防犯体制の強化や高齢者や障がい者、子育て支援などの日常生活におけるさまざまな支援を充実します。



1. 安全・安心な住環境づくり 高齢者や障がい者、子育てをする人等に配慮し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに基づく施設整備を進めるとともに、各種施設の適切な利用について、市民の理解を深めていきます。

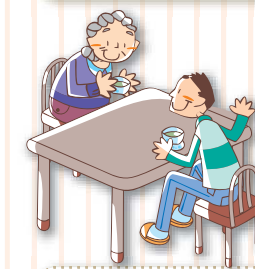
2. 移動手段の確保 高齢者や障がい者などが安心して外出や移動ができるよう、ボランティア団体やNPOなどと連携し、外出支援サービスの充実に努めます。また、地域にサービスを届ける仕組みについても検討します。

3. 避難行動要支援者への支援 避難支援等関係者に対し、災害時の活動や避難行動要支援者への対応についての情報提供を行います。また、地域住民の防災意識や自分たちで地域を守る意識の高揚とともに、地域の福祉施設などを含めた地域が一体となった支援活動を推進します。

4. 防犯対策等の推進 高齢者や障がい者、子どもへの防犯啓発などを推進するとともにお互いの顔が見える関係づくりをすすめます。

基本目標4 必要な支援を受けられるしくみをつくらう

地域に住む人すべてが福祉サービスの情報に接することができるようにするため、サービスのわかりやすい情報提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談できたり、専門的な相談支援につなぐしくみづくりを進めます。



1. 総合的な相談体制の充実 介護や子育て等で悩みを抱える人の受け皿となる総合的な相談体制の充実を図ります。

2. 情報提供の充実 誰もが安心してサービスが利用できるよう、支援を必要とする人に、適切に情報提供を行います。広報誌やウェブサイトなど、さまざまな情報伝達手段を用いて、年齢を問わず情報が行き渡るよう努めます。

3. 権利擁護の体制の充実 病気や障がいなどにより、判断能力に不安のある人が安心して暮らせるよう、権利擁護の体制の充実を図ります。また、支援の必要な人の把握や、必要な情報が提供されるよう、サービスの質の向上・確保を図ります。

4. 生活困窮者自立支援対策の推進 「生活困窮者自立支援法」に基づき、現に経済的に困窮している生活困窮者を早期に発見し、問題が深刻化する前に包括的な支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図っていきます。